

高病原性鳥インフルエンザ 対策は万全ですか？

渡り鳥が飛来する季節となり、海外からのウイルスが侵入する危険性が高まることから、農場をあらためてチェックし、万全の対策を！



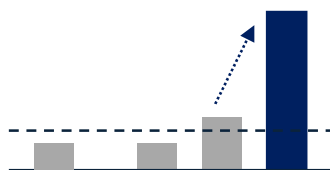
疑う症状

鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、産卵率の低下及び沈うつなど高病原性鳥インフルエンザが疑われる個体を確認した場合



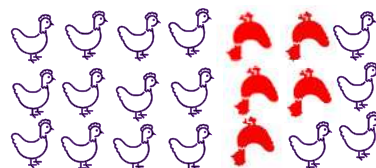
死亡羽数×2

1鶏舎の、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数と比較して2倍以上となった場合



5羽以上／1鶏舎

1鶏舎において、5羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等異状が確認された場合



飼養衛生管理基準遵守強化期間 令和7年10月～令和8年5月

★飼養衛生管理チェック表を活用して、飼養衛生管理状況の確認を行い、不備がある部分の改善をしましょう。

★異状を示す鶏を確認した時は、速やかに家畜保健衛生所に連絡してください。

○緊急連絡先

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
鹿児島中央家畜保健衛生所	099-274-7555	南薩家畜保健衛生所	0993-83-2156
〃 熊毛支所	0997-27-0036	北薩家畜保健衛生所	0996-22-2184
〃 大島支所	0997-63-0045	始良家畜保健衛生所	0995-62-3070
〃 喜界町駐在機関	0997-65-0046	曾於家畜保健衛生所	099-487-2351
〃 瀬戸内町駐在機関	0997-72-0246	肝属家畜保健衛生所	0994-43-2515
〃 徳之島支所	0997-83-0074	(公社)鹿児島県家畜産物衛生指導協会	099-258-6618
〃 和泊町駐在機関	0997-92-0043	農政部家畜防疫対策課	099-286-3224
〃 与論町駐在機関	0997-97-2033		

◎重点項目

- ☑ 異状の早期発見・早期通報
- ☑ 入気口フィルター等の塵埃対策
- ☑ 農場周辺のため池の水抜き
- ☑ テグスや忌避テープの設置
- ☑ 止まり木となる枝の剪定
- ☑ カラス・ネコ等の誘因防止対策
- ☑ 死鳥、廃棄卵の適切処理
- ☑ 堆肥舎の防鳥ネット再点検
- ☑ 車両消毒、手指消毒
- ☑ 鶏舎ごとの専用靴の使用
- ☑ 防鳥ネット・壁の補修
- ☑ ネズミ・害虫対策
- ☑ 消毒槽設置、消石灰散布

